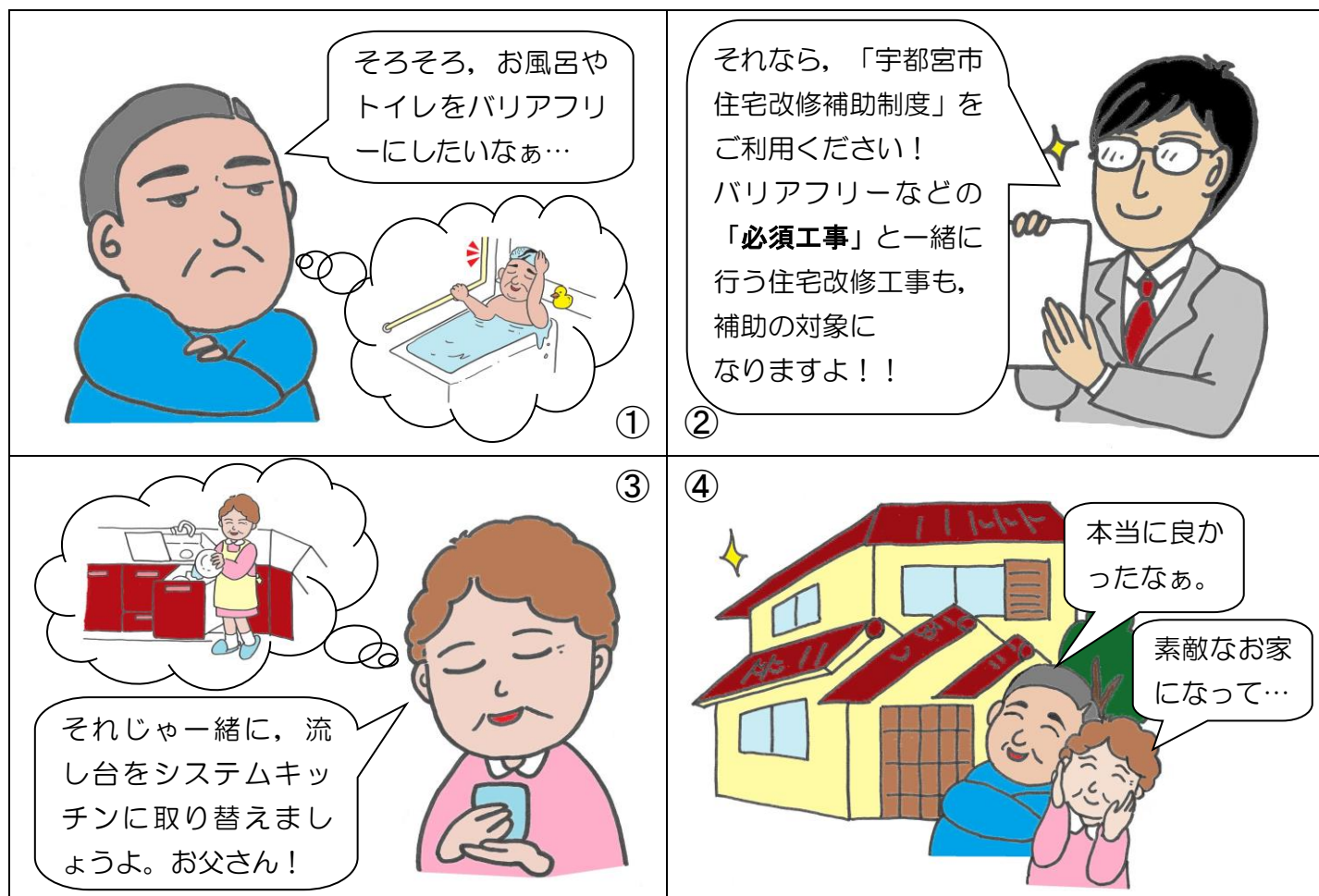


～ 住宅の機能や性能を向上する方に ～

# 宇都宮市住宅改修事業費補助金

## 令和6年度



この補助金は、宇都宮市にお住まいの皆様が、住宅の性能や機能を向上させることで、住み慣れた住宅を、安全・安心に長く大切に使用していただくことを目的に、住宅改修の工事費の一部を補助するものです。

交付申請につきましては、対象工事などの要件がありますので、このパンフレットをご覧ください。

【お問い合わせ先】 〒320-8540 宇都宮市旭1丁目1番5号

宇都宮市 都市整備部 住宅政策課 (市役所9階)

電話: 028-632-2735

E-mail: [u1605@city.utsunomiya.tochigi.jp](mailto:u1605@city.utsunomiya.tochigi.jp)



制度内容の詳細については、上記の電話もしくはメールにてお問合せください。

## 補助対象者

- この補助金の完了実績報告までに本市に住民登録がある方
- 過去に同一の住宅について補助金の交付を受けていないこと（補助対象住宅の共有者を含む。）
- 市税の滞納がない方  
世帯に属する者のいずれもが、宇都宮市暴力団排除条例（平成23年条例第37号）第2条第4号に規定する暴力団員等及び同条第5号に規定する密接関係者でないこと。

## 補助対象住宅

- 所在地が市内にある住宅
- 補助対象者又はその2親等以内の親族が所有する住宅または市の高齢者にやさしい住環境整備事業費補助金対象の住宅（借家を含む）
- 補助対象者又はその2親等以内の親族が現に居住し、又は、完了実績報告までに居住する予定の住宅

## 補助対象工事

- 必須工事とあわせて行う選択工事
- 市内の施工業者が行う居住の用に供する部分の工事  
※市内の施工業者とは次のとおりです。
  - ・市内に本店又は本社がある業者・市内に支店・営業所がある業者・市内に住所がある個人業者
- 2月末日までに申請し、3月末日までに完了実績報告ができる工事
- 補助金交付決定後に工事契約を締結する工事
- 住宅の性能・機能を向上させるため、必ず実施する必須工事が税込み10万円以上である工事

## 必須工事

- 住宅の性能や機能を向上させるための改修工事で、必ず実施する必要があります。
- 次の1～9のいずれかの工事費が税込み10万円以上（複数の合計でも可）となる必要があります。
  1. 断熱改修工事（屋根・外壁・天井・内壁・床）で、次世代省エネ基準（平成11年基準）に対応する工事（屋根のみの断熱改修工事など、一部の実施も対象）
  2. 断熱改修工事（窓）で、次世代省エネ基準（平成11年基準）に対応する工事（一居室のみの実施など、一部の実施も対象）
  3. 太陽熱温水器を新たに設置する工事（一般財団法人ベターリビングの優良住宅部品認定を受けた太陽熱利用システムまたは同等品の設置）
  4. 屋内の手すり設置や段差解消など、バリアフリー改修促進税制の対象となるバリアフリー改修工事（浴室と脱衣室との段差解消など、一部の実施も対象）
  5. 「防犯性能の高い建物部品の開発・普及に関する官民合同会議」による「防犯性能の高い建物部品目録」に掲載された製品を使用する工事
  6. 他の住宅改修補助制度による工事 ※補助対象工事費には含まれません。
  7. 多世代同居に伴う増設工事（キッチン・浴室・トイレ・玄関の増設工事で、改修後にキッチン・浴室・トイレ・玄関のうちいずれか2つ以上が複数箇所あること。）
  8. 多子世帯を対象とした居室等の間取りを変更する工事（多子世帯とは2人以上の子と同居しており、18歳未満のものが1人以上いる世帯）
  9. 地域活用に向けた間取りの改修工事（住居の一部を利用し、集会所や子ども・高齢者の居場所等、地域コミュニティ活性化の場として活用するための工事）

※他の住宅改修補助制度による工事のうち必須工事を行ったものとみなす工事（10万円以上の工事が対象）  
※補助対象工事費には含まれません。

木造住宅耐震改修補助金による  
耐震改修工事

木造住宅簡易改修補助金  
による耐震改修工事

重度身体障がい者住宅改造費の  
助成を受ける住宅改造工事

高齢者にやさしい住環境整備事業  
費の助成を受ける住宅改修工事

介護保険の居宅介護（予防）住宅  
改修費の支給による住宅改修工事

## 選択工事

### ■ 必須工事とあわせて行うことより補助金の対象となる工事

例) 屋外工事 (屋根・外壁・雨樋・バルコニーの改修, 修繕など)

屋内工事 (壁紙の貼替え・畳替え・床の改修・トイレの改修・システムキッチンの設置など)

### ■ × 補助金の対象とならない工事 (補助対象工事費には含まれません。)

例) 建物新築, 家具・調度品・家電製品の設置工事, 電話・インターネットの配線, 物置・車庫等の工事, 造園・門扉・玄関外側のスロープ設置などの外構工事, 階段昇降機の設置工事など

## 補助金額

必須工事費 10 万円以上を含む住宅改修工事費 (必須工事+選択工事) の 10% (千円未満切捨て) を補助し, 上限は 10 万円です。

### 工事例①

#### 必須工事

・バリアフリー改修 20 万円

+

#### 選択工事

屋根・トイレの改修, システムキッチンの設置など  
90 万円

補助対象工事費: 20 万円 (必須工事) + 90 万円 (選択工事) = 110 万円

補助金額: 110 万円 × 10% = 11 万円 ⇒ 10 万円

### 工事例②

#### 必須工事

木造住宅耐震改修補助金による耐震改修工事 120 万円

+

#### 選択工事

外壁の改修工事 など 70 万円

補助対象工事費: 0 円 (必須工事・算定外) + 70 万円 (選択工事) = 70 万円

補助金額: 70 万円 × 10% = 7 万円 ⇒ 7 万円

補助対象工事費の算定に含まない

### 工事例③

#### 必須工事

・窓の断熱改修 5 万円

介護保険の住宅改修費の支給による住宅改修工事 20 万円

+

#### 選択工事

屋根・トイレ改修, システムキッチンの設置など  
90 万円

補助対象工事費: 5 万円 (必須工事) + 90 万円 (選択工事) = 95 万円

補助金額: 95 万円 × 10% = 9.5 万円 ⇒ 9.5 万円

補助対象工事費の算定に含まない

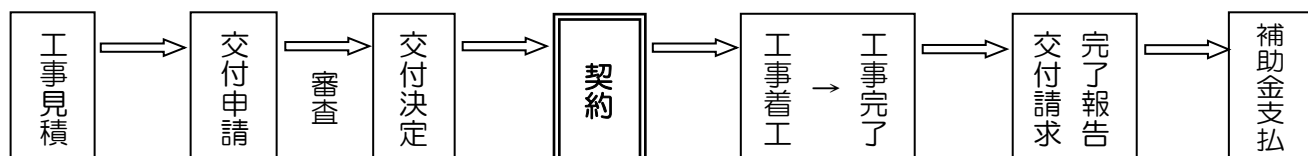
## 申請受付

工事請負契約の締結前に, 補助金の交付決定を受ける必要があります。

申請受付期間 4 月 1 日 ~ 翌年 2 月末

申請提出場所 宇都宮市役所 9 階 住宅政策課 (窓口持参・郵送・宇都宮市電子申請共通システム)

### 申請から補助金支払までの流れ



■ 予算の範囲内での補助となりますので, 受付期間中であっても, 受付を終了することがあります。

■ 通常, 審査期間に 3 週間程度かかります。市税完納証明書を提出いただくと, 審査期間を短縮できます。(市税完納証明書は市役所 2 階税制課, 地区市民センター等で交付しています。)

■ 本補助金は所得税法上の課税対象となります。

交付決定通知書は, 補助金の請求や確定申告に必要となりますので, 大切に保管してください。

## 申請に必要な書類

1. 補助金交付申請書(様式第1号) 補助対象者の名義で記入したもの
2. 個人情報調査の同意書(様式第2号)
3. 工事見積書および内訳明細書(必須工事の内容及び金額が記載されたもの)
4. 補助対象工事箇所を示す平面図
5. 必須工事箇所の施工前の写真(カラー, 日付(年月日)入り)
6. 当該年度における対象住宅の所有状況が分かる書類(最新の課税資産明細書の写し(固定資産税納税通知書に綴られています), ※固定資産課税台帳登録事項証明書, 建物の不動産登記事項証明書, のいずれか) ※発行日から3か月以内写しも可能, (借家改修の場合は住宅改修の承諾書)
7. 口座振込依頼書(申請者の名義の口座を記入したもの)
8. 母子手帳(発行年月日と経過を確認できるページ)の写し(多世代同居に伴う増設工事または多子世帯を対象とした間取りの変更工事を行う場合で, 世帯に胎児を含む場合に限る)

## 完了実績報告に必要な書類

「宇都宮市住宅改修事業費補助金完了実績報告書兼交付請求書」に, 次の書類を添えて提出してください。

**※契約書・領収書の日付が補助金の交付決定日以後となるようご注意ください。**

1. 対象工事に係る契約書(工事請負契約書, 注文請書等)の写し
2. 必須工事箇所の施工後の写真(カラー, 日付(年月日)入り)
3. 住宅改修工事費の領収書の写し

## 工事写真の撮影例

撮影した日付を入れて撮影してください。

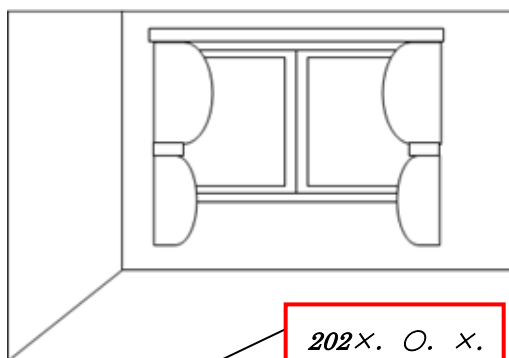
■カメラの日付機能で撮影年月日を入れるか, 工事写真用黑板やスケッチブックなどに撮影年月日を書き込んで, 工事箇所と一緒に写し込んでください。

■施工前の写真は, 交付申請の直前に撮影したものとします。

■**施工の前後が比較できるように**撮影してください。

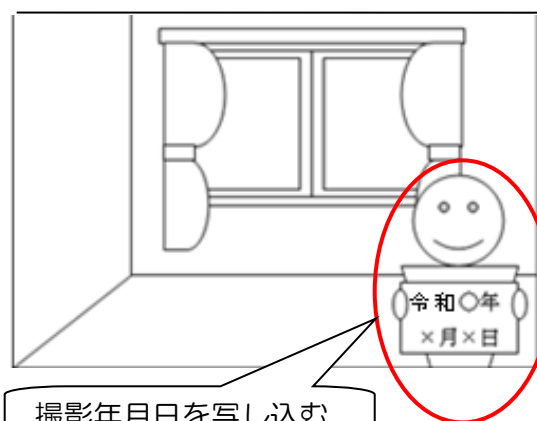
(例: 段差解消工事は**段差がわかる**ようスケールをあてて低い側からも撮影)

撮影例①



日付機能で撮影年月日を入れる

撮影例②



撮影年月日を書き込む